

ご旅行条件[要旨]

●お申し込みの際には、この旅行条件(要旨)と別途お渡しするご旅行条件書を必ずお読みください。

■募集型企画旅行契約

この旅行は、株式会社阪急交通社「観光庁長官登録旅行業第1847号」(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。募集型企画旅行契約の内容・条件は、このパンフレット、別途お渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)ならびに当社旅行業契約(募集型企画旅行契約の部)によります。

■旅行の申し込みと旅行契約の成立

●当社または当社の受託営業所にて「下記当社ら」といいます)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき申込金(原則として旅行代金の20%相当額)を添えてお申込みください。申込金は、旅行代金、取消料または違約料のいずれ一部または全部として取り扱います。

旅行契約は、当社らが契約の締結を承認し、申込金を受領した時に成立するものとします。「添込み」の場合はお客様の添込み手続きが完了した時点、「ゆうちょ銀行ATM自動引き落し」の場合は引き落しされた時点で成立します。なお、特定コースにつきましては別途パンフレットなどに定めどころによります。

●当社らは、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けることがあります。

この場合、旅行契約は予約の時点には成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した後、当該通知に記載されている期日までに申込金(旅行代金の20%相当額または一部)を受領した時に成立するものとします。

この期間内に申込金(旅行代金の全額または一部)を提出されない場合は、予約はなかったものとして取り扱われる場合があります。

●当社らは、同一コースにおいて、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行の申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

●契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。

●当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任し指揮者を契約責任者とみなします。

●当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、その責任を負うものではありません。

【重要】お客様のローマ字氏名を海外旅行参加申込書に記入される際は、旅券(パスポート)に記載されている通りにご記入ください。間違って記入された場合はお客様の交替の場合に準じて、第12項(1)のお客様の交替手数料(10,000円)をお支払いいただけます。なお、運送・宿泊機関などの事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除させていただく場合があります。この場合には第13項による所定の取消料をいただきます。

■申し込み条件

●未成年の方は保護者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とする場合があります。

●特定の旅客層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、性別、年令、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることができます。

●慢性疾患をお持ちの方。現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害がいる方の、補助犬使用者の方など特別の配慮が必要とする方は、お子様を旅行のお申し込み時にお申り出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でそれに応じます。その申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。なおこの場合、医師の診断書または所定の「お書き」提出していただき場合があります。また、現地事情や係続機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者・同伴の同行を条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするなどはございません。

●妊娠は起因となる併発による保険による補償は適用外の場合も殆どです。妊娠中にてご参加の方は、お客様ご自身の責任においてご参加頂くことを条件とします。ただし妊娠36週以降(出産予定期間内)の航空機搭乗および出産予定期間ははっきりしない場合は健康診査書の提出が必要です。また航空機搭乗は出産予定期日の14日前以内の場合は、産科専門の同伴が必要があります。いずれの場合も現地事情や運送・宿泊機関等の状況により、お申込みをお断りさせていただくか、お客様のご負担での助の為の同伴の同行等を条件とさせていただく場合があります。

●お客様が旅行中に疾病、障がいその他の事態により、医師の診断書または加療が必要と当社が判断する場合は、当社は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとさせていただいく場合があります。なお、これにかかる費用はお客様の負担となります。

●お客様の自習による行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件で受け取ることができます。また、お客様のご都合により旅行の行程から離脱する場合は、事前にその旨と復帰の有無、復帰の予定期時等の連絡が必要です。

●お客様が他の旅行者による迷惑を及ぼす、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

●その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りすることがあります。

■旅行代金とお支払い方法

旅行代金とは契約書面に旅行代金として表示した金額を言います。ただし、パンフレットに記載(または別途、当社が案内)したお1人部屋を使用される場合や、航空券(宿泊機関のクラス変更等の追加代金がある場合にはこれを加算し、割引代金がある場合には、これを減額した額をいいます。この額は申込金、取消料および変更補償金を算出する際の基準となります)。

●旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのばって21日前にあたる日より前にお支払いいただけます。それ以降のお申込みの場合は、旅行開始前の当社らが規定する期日までにお支払いいただけます。

●旅行代金は旅行代金とお支払い方法

●旅行代金は旅行代金とお支払い方法